

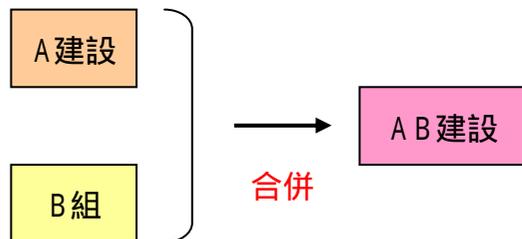
経営基盤強化に向けた企業の取組みの促進

企業経営の合理化・効率化を促進するため建設業の組織再編を弾力化

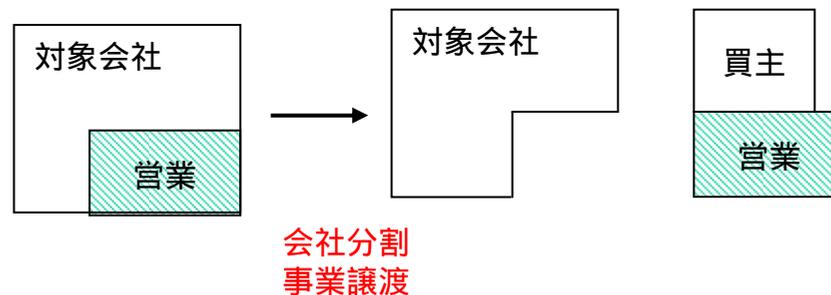
合併・会社分割・事業譲渡時の実績の承継(経営事項審査)

- ・合併・会社分割・事業譲渡にあたっては、消滅会社等の実績(完工高・経営状況・営業年数等)を存続会社等に承継
- ・事前打ち合わせにより、許可・経営事項審査に係る空白期間を短縮化

【合併】

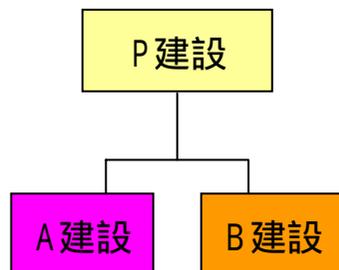


【会社分割・事業譲渡】



企業集団に係る企業評価の適正化(経営事項審査)

- ・企業集団の中で業種毎に代表企業を決め、代表企業にグループ他社の完工高と技術者数を集約。
(自己資本は全企業の合計数値、経営状況は親会社の連結財務指標により算定)



(単体)

	土木		建築		鋼構造物	
	X	Z	X	Z	X	Z
P社	30	30	30	30	10	10
A社	20	20			30	30
B社	10	10	20	20		

(グループ経審)

	土木		建築		鋼構造物	
	X	Z	X	Z	X	Z
P社	60	60	0	0	0	0
A社	0	0			40	40
B社	0	0	50	50		

各点数は正式な点数ではなく、イメージとして示したものの。

【制度の問題点】

- ・グループ各社間での技術者のやり取りや、受注と施工の分離(P社が受注しA社が施工する)ができないため
(一括下請負に該当)、実績はいずれにせよ代表企業に集中することになり、制度適用のメリット些少。
- ・以下の通り認定要件が厳しく、ほとんど適用事例が無い。

(認定要件)

- (1) 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者であること(グループ内再編や形式的再編は×)
- (2) 企業集団を構成する建設業者間の相互の機能分担が相当程度なされていること(機能別分社で無ければ×)
- (3) 親会社が有報提出会社であること(中小企業は原則×)
- (4) 親・子会社は原則としてそれぞれ建設業者であること 等

企業集団に係る技術者のグループ内異動の弾力化

- ・原則、主任技術者・監理技術者は所属する建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要だが、認定を受けた企業集団を対象に、親子間で出向する技術者を主任・監理技術者として認める。

【制度の問題点】

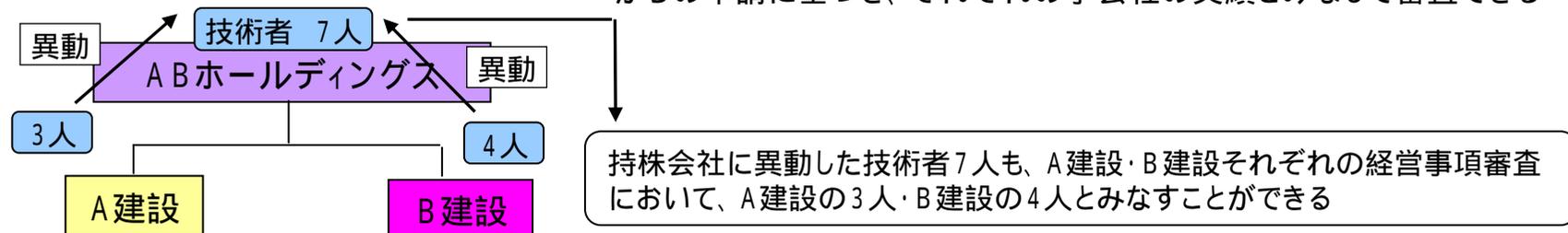
- ・以下の通り認定要件が厳しく(特に(3))、ほとんど認定事例がない。

(認定要件)

- (1) 親会社・子会社がいずれも建設業者であること。
- (2) 親会社が有報提出会社であること。
- (3) 親会社又は子会社のいずれか一方が経営事項審査を受審していないこと。

持株会社設立に係る企業評価の適正化(経営事項審査)

- ・持株会社化に伴う子会社の評価の適正化
- ・持株会社に配置される職員、技術者及び経理事務士については、企業集団からの申請に基づき、それぞれの子会社の実績とみなして審査できる



【制度のネック】

- ・そもそも持株会社に所属する技術者が少ないため、経審上のメリットは些少。
- ・以下の通り認定要件が厳しく、ほとんど適用事例が無い。

(認定要件)

- (1) 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者があること(グループ内再編や形式的再編は×)
- (2) 親会社は主として企業集団全体の基本的な経営管理のみを行うものであること(事業持株会社は×)
- (3) 親会社が有報提出会社であること(中小企業は原則×) 等

持株会社等における技術者のグループ内異動の弾力化

- ・原則、主任技術者・監理技術者は所属する建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要だが、上記の持ち株会社経審受審企業を対象に、持ち株会社から子会社に出向する技術者を子会社の主任・監理技術者とすることを認める。

【制度のネック】

- ・そもそも純粋持ち株会社に多数の技術者をプールすることは非現実的。
- ・上記の認定企業が対象となっており、認定要件が厳しい。

再編促進のためのインセンティブの付与

合併等の企業再編について企業評価の特例措置を講じることにより大型工事への参入を可能化

合併・持株会社・企業集団化等による経営統合に係る資格審査の点数加算措置を実施。

合併等に係る経営統合における資格審査の点数加算措置(国土交通省直轄工事)

